

美容ライト脱毛自主基準



Japan Esthetic Promote Association

一般社団法人日本エステティック振興協議会

目 次

はじめに	2
用語の定義	3
I. 関連法令等の遵守	3
II. 営業に関する基準	3
III. 広告に関する基準	4
IV. 基本業務に関する基準	4
V. 衛生管理に関する基準	6
VI. 認定美容ライト脱毛エステティシヤンの教育に関する基準	6
VII. 美容ライト脱毛機器使用に関する基準	6
エステティック消費者相談センター・美容ライト脱毛相談室について	7

はじめに

エステティックにおける美容脱毛とは、スキンケアの一環として美容上好ましくない毛（むだ毛）を取り除くことであり、世界中のエステティシャンによって行なわれています。過去においてはワックス脱毛が主流でしたが、テクノロジーの進歩により、美容電気脱毛、そして近年には美容ライト脱毛と次々と新しい方法が開発・導入され現在に至っています。

この間、我が国においては平成13年11月8日に厚生労働省から「レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医行為」とする内容の通知が出されました。従いまして、エステティックで行う美容ライト脱毛は、この通知に抵触しない範囲で安全に実施されなければなりません。

日本エステティック振興協議会では、消費者の安全・安心の確保を目指し「エステティック業統一自主基準」に含まれない事項について、新たに「美容ライト脱毛自主基準」を策定致しました。

エステティックサロン経営者、エステティシャン並びに機器製造販売事業者、或いは輸入販売事業者（以下「エステティック業界」という）は、上記の通知に抵触しないことを必須条件としてこの自主基準を遵守し、美容ライト脱毛を安全且つ適切に実施するよう努めなければなりません。

用語の定義

美容ライト脱毛の定義

美容ライト脱毛とは、除毛・減毛を目的に皮膚に負担を与えず毛の幹細胞を破壊しない範囲で、エステティックサロンで行われる光脱毛をいう。

認定美容ライト脱毛エステティシヤンの定義

認定美容ライト脱毛エステティシヤンとは、日本エステティック振興協議会が認めるエステティシヤンの資格を有する者で、日本エステティック振興協議会が実施する「認定美容ライト脱毛技術者講習会」の認定試験に合格・登録し、同協議会が発行する「エステティック業統一自主基準」及び「美容ライト脱毛自主基準」に従って美容ライト脱毛を行う者をいう。

I. 関連法令等の遵守

美容ライト脱毛を行うサロン及びエステティシヤンは「エステティック業統一自主基準」に定められた関連法令等で定められている各種条項及び契約履行等に関わる事項を遵守し、かつ、そのトリートメントは平成13年11月8日付厚生労働省医事課長通知（医政医発第105号）「レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医行為」とする内容に抵触しない範囲で安全に行われなければならない。

II. 営業に関する基準

美容ライト脱毛に関する営業は、「エステティック業統一自主基準」及び下記の項目を遵守するものとする。

1. 美容ライト脱毛サービスの提供にあたっては、消費者の希望、予定等を確認した上で、消費者に正しい情報提供、及び説明を十分に行わなければならない。
2. 美容ライト脱毛を行う者は、消費者の安全を確保するために消費者の健康状態、肌質、毛質に関する事項を把握し記録しなければならない。
3. 「セルフ脱毛※」は危険が伴うため行わない。

※注：セルフ脱毛とは、エステティックサロンにおいて、消費者に業務用美容ライト脱毛機器の取扱方法とトリートメント方法を教え、消費者自身でトリートメントを行わせる商行為をいう。

4. 外性器及び肛門部に直接触れるおそれのあるトリートメントは行わない。
5. 未成年者の脱毛トリートメントは、親権者の同意を得てから行う。
6. 美容ライト脱毛機器は、日本エステティック振興協議会「美容ライト脱毛機器適合審査制度」に適合した機器を使用する。
7. 中古機器を導入する場合、正規の製造販売事業者或いは輸入販売事業者の品質確認、メンテナンスサービス、講習会、部品供給などについて評価・確認することが望ましい。
8. エステティックサロンは、消費者からの相談を受け付ける専用の窓口（担当者）を設けなければならない。また、各地方自治体の消費生活センター、及び日本エステティック振興協議会の「エステティック消費者相談センター」並びに「美容ライト脱毛相談室」の相談窓口担当者の求めに応じた調査・確認の要請対応に協力しなければならない。

Ⅲ. 広告に関する基準

美容ライト脱毛に関する広告表示については、「エステティック業統一自主基準」及び前記美容ライト脱毛の定義に沿った内容とする。

Ⅳ. 基本業務に関する基準

1. 美容ライト脱毛のトリートメントは認定美容ライト脱毛エステティシャンが行わなければならない。
2. 安全管理
 - ①エステティックサロンには、美容ライト脱毛安全管理責任者を置かなければならない。安全管理責任者は、認定美容ライト脱毛エステティシャンから選任する。
 - ②安全管理責任者は、下記の「機器の日常点検と定期点検」に従い、機器の点検を行う。

機器の日常点検：

- 1) 本体と電源コード、トリートメントヘッド・フットスイッチが正しく接続されていることの確認。また、亀裂・破損などの有無の確認。特にガラス・フィルターに亀裂や破損を確認する。
- 2) 本体が正常に起動また、各出力等の設定が正常に行われているかを確認する。
- 3) 緊急停止ボタンが正常に作動することを確認する。
- 4) 機器製造販売事業者、或いは輸入販売事業者（以下、製造事業者という）の指定するショット数の上限を超えて照射されていないかを確認する。

定期点検：

- 1) 点検時期：製造事業者の規定する期間ごとに必ず点検を受ける。
- 2) 消耗品交換：製造事業者の規定する時期に基づいて交換、点検を受ける。
なお、消耗部品は製造事業者の純正部品を必ず使用する。

③安全管理責任者は、下記の「機器の使用環境と安全管理上の注意事項、及びトリートメントルームにおけるの注意事項」に従い、安全を確保する。

機器の使用環境：

機器の使用環境は、製造事業者の規定する範囲とする。

安全管理上の遵守事項：

- 1) 光線を直視しない
- 2) ノイズ・静電気に注意する
- 3) 分解・改造等をしない

トリートメントルームにおけるの注意事項：

- 1) 機器を使用するトリートメントルームの入口には、ライトトリートメントルームとして警告標識を掲示する。また「機器使用中」の掲示を明確に行なう。
 - 2) トリートメントルームの設備は以下のとおりとする。
 - a) 遮光のためカーテンまたはパーテーションを設備する。
 - b) カーテンは遮光性があり、天井吊り下げ式とし簡易個室機能を有するものとする。
 - c) パーテーションは遮光性があり、高さ180cm以上で且つ固定ができる簡易個室機能を有するものとする。
 - d) トリートメントを行なう部屋に窓がある場合、トリートメントの際には窓を閉め、プラスチック製のブラインド（無反射性能を有した物）又は、遮光性のある不燃性のカーテンを使用する。
(のぞき込んだ人に対する安全確保のため)
 - e) キースイッチが付いている機器の鍵は、所定の保管場所を設け、トリートメント中以外は、保管場所において保管する。
 - f) 脱毛トリートメント室の照度は300ルクス以上（一般の事務所の照度が目安）を保持する。
 - g) 使用する機器の付属品や部品は、製造事業者の純正品を使用する。
 - h) トリートメントルームには水廻りが無い事が望ましい。水廻りが設置されている場合は、なるべく離れた場所に美容ライト脱毛機器を設置する。
- ④トリートメント中、室内にいる全員が製造事業者推奨の専用保護メガネを装着する。
- ⑤美容ライト脱毛機器及び設備は、製造事業者が指定する方法・用途でのみ使用するものとし、指定外の使用を行わない。

V. 衛生管理に関する基準

公益財団法人日本エステティック研究財団の「エステティック営業施設の自主衛生基準」に準じ、施設・設備・機器・備品等の清掃・洗浄・消毒を励行して衛生の維持・向上を図り、全ての消費者及び美容ライト脱毛を行う者の安全と健康の確保に努める。

VI. 認定美容ライト脱毛エステティシヤンの教育に関する基準

美容ライト脱毛を行う者は、下記の条件を満たし十分な知識と技術を習得した上で、美容ライト脱毛トリートメントを適正に行う。

1. 日本エステティック振興協議会が主催する「美容ライト脱毛安全講習会」を受講し、試験に合格すること。
2. 日本エステティック振興協議会が主催する「認定美容ライト脱毛技術者講習会」を受講し、認定試験に合格すること。
3. 日本エステティック振興協議会が別途内規で定めるエステティシヤンの資格を有し、上記1、2の条件を満たす者は登録申請を行い「認定美容ライト脱毛エステティシヤン」資格を取得すること。

VII. 美容ライト脱毛機器使用に関する基準

美容ライト脱毛を行う者は、「美容ライト脱毛機器適合審査制度」に適合した機器を使用することとする。また、美容脱毛関連設備、機器の使用、メンテナンスについて知識を持たなければならない。

1. 美容ライト脱毛機器、設備は、製造事業者の指示、仕様、安全のための必要事項に従って使用する。
2. 美容ライト脱毛機器は、製造事業者が指定する用途で使用する。
3. 美容ライト脱毛機器の故障につながる要因を把握しておく。
4. 美容ライト脱毛機器の異常を速やかに確認する。
5. メンテナンスは製造事業者に依頼する。

日本エステティック振興協議会では、消費者がエステティックサロンにおいて安心して安全で良質なサービスを受けることができるように、消費者及びエステティックサロンをサポートする相談・問い合わせ窓口を設けています。

◆AEA エステティック相談センター

受付：月曜日・水曜日・金曜日／午後12時30分～5時

TEL：03-5212-8805

FAX：03-5212-8806

「美容ライト脱毛相談室」は、既存の「エステティック消費者相談センター」と緊密な連携をとり、美容ライト脱毛に関する全ての相談に対応します。

特に、脱毛機器に関連するご相談、施術トラブルに関連するご相談には専門的知識と経験を持った一般社団法人日本エステティック工業会の相談員が直接対応します。

◆美容ライト脱毛相談室（美容ライト脱毛トリートメントに関するトラブル及び相談全般）

受付：月曜日・水曜日・金曜日／午前10時～11時30分

午後1時30分～4時

TEL：0120-15-8310（フリーダイヤル）

美容ライト脱毛自主基準

2014年12月 第3版発行

発行 一般社団法人日本エステティック振興協議会

〒111-0055 東京都台東区三筋2-24-8-8階

TEL 03-5823-4755 FAX 03-3866-2600
